

福岡県公報

令和8年1月20日
第 663 号

目 次

告 示 (第16号 - 第18号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) 1
公 告	
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 2
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 2
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課) 2
○意見募集の結果の公示	(農山漁村振興課) 2
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 3
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農村森林整備課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) 3

告 示

福岡県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京築	県道	稻童新田原線 停車場	前	行橋市大字稻童1476番1先から 行橋市大字稻童2428番先まで	4.7 ～ 9.2	400.0
			後	行橋市大字稻童1476番1先から 行橋市大字稻童2428番先まで	10.0 ～ 18.8	400.0

福岡県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年1月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	中間宮田線	直方市大字植木1647番2先から 直方市大字植木1653番11先まで

福岡県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
宗像市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（令和7年12月23日久留米市告示第633号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑前町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

朝倉筑前都市計画下水道（令和7年12月15日筑前町告示第115号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があるので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画道路事業 3・3・51-2号 行橋停車場線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県京築県土整備事務所 豊前市大字八屋2007の1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公告

森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改正案について、令和7年11月11日から令和7年12月11日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和8年1月6日に改正しました。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

問い合わせ先

福岡県農林水産部農山漁村振興課森林保全係

電話：092-643-3546

メールアドレス : hozen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画下水道（令和7年12月25日小郡市告示第185号）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡市石釜上ノ前土地改良事業共同施行	福岡市早良区大字石釜の一部	令和7年12月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市富地原字原507番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市東大橋一丁目15番10号 コスモスD203

松本 美桜、松本 雅嵩

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字滝ヶ下2623番1 及び2623番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司